

事務名	美容所変更、廃止の届出
根拠法令	美容師法第 11 条第 2 項

美容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。